



税理士 山本 善通 氏

## Question

## 資本的支出

当組合は、共同購買事業を主事業にしておりますが、令和5年10月1日からのインボイス制度の開始に備えて、システムの再構築を検討しています。この場合の費用は修繕費とするのか、資本的支出として無形固定資産計上するのか、考え方を教えてください。

## Answer

## 【概要】

ソフトウェアのシステム再構築については、修繕費として損金処理をしてよいのか、資本的支出として資産計上し減価償却費として処理すべきかの考え方は、下記の通達が発遣されています。

「法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。」（基本通達7-8-6の2 抜粋）

したがって、今回の制度改正に伴う場合に対応するだけなら、修繕費として処理できると考えられます。

さらに、この度のインボイス制度に伴うソフトウェアの再構築についての処理対応については、消費税法改正時に国税庁より以下の質疑応答事例が出されました。

参考になると思いますので確認して下さい。

## 〈消費税法改正に伴う会計ソフト修正費用の取扱いについて〉

《問》 消費税法改正により、平成16年4月から取引価格の総額表示が義務付けられることから、消費税に係る会計処理をコンピュータで行っているA社は、会計処理プログラムを修正する必要があり、当該修正を外部に委託することとしています。

当該修正は、消費税法改正による総額表示義務付けに対してなされるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、当該修正に要する費用は修繕費（損金算入）として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。

《答》 プログラムの修正が、消費税法改正による総額表示の義務付けに対してなされるものに限定されていることにつき、作業指図書等で明確にされている場合には、照会のとおりに取り扱って差し支えありません。

《解説》 プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、向上等に該当する場合には、新たなソフトウェアの取得と認められ、こうした修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、照会の会計処理プログラムの修正は、消費税法改正による総額表示義務付けに対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たなソフトウェアの取得とは認められないことから、本事案における修正に要する費用は、修繕費に該当します。

（注）プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては資本的支出として取り扱うこととなります。